

十代の犯罪を考える（2）

開倫塾

塾長 林 明夫

1. はじめに

十代の犯罪を事前に抑制すると同時に、一度犯罪を犯した人をくい改めさせ、再犯者や犯罪をくり返す累犯者にしないためにはどうしたらよいか。

今回は、学校長と先生方はどうすればよいか、そのために有権者から選ばれた国民の代表者はどうしたらよいかをかなり具体的に説明させて頂いた。

今回は、警察の人手不足を考える。

2. 警察の人手不足を考える

①マスコミでは毎日のように警察をめぐる問題点が取り上げられている。「もっとしっかりして、国民の期待に応えてほしい」という声の表れかと思う。

反対論は多いかと思うが、私は現代の日本の警察は栃木県警も含めて、実によくやっていると思う。日本の警察史上、最もよくやっていると言ってもよい位だと私は確信する。なのになぜ、これほど多くの問題が次々警察をめぐる毎日報道されるのか。

理由は簡単……人手不足だ。外国人をめぐる犯罪、青少年をめぐる犯罪、経済をめぐる犯罪、高度情報機器をめぐる犯罪、宗教をめぐる犯罪、産業廃棄物をめぐる犯罪、都市をめぐる犯罪、過疎をめぐる犯罪、高齢化をめぐる犯罪等々、書き上げられないほどの「現代型犯罪」が、警察の仕事に入ってきている。従来型の犯罪も複雑さを増している。警察サービスの担い手が少なすぎ、現在の人数では、余程の事件でなければ対処できないというのが私の考えだ。（現在の人数で警察はよくこれだけの仕事をこなしていると、私は高く評価している。余程がんばっているからに違いないと私は思う。）

②では、どうしたらよいか。私の意見では、理由が警察の人手不足であることがはっきりしているのだから、対策は人を増やすこと、人を効率的に用いることにつける。では、どのようにして人を増やしたらよいか。人を効率的に用いたらよいか。

③警察の正職員を現在の3倍にとりあえずすべきだ。採用にあたっての年齢制限は、18歳から元気な人が多いので70歳までと広げるべきだ。

財政がひっ迫しているときに、どこから財源をもってきたらよいか。失業対策、雇用対策予算を、警察官の採用にまわせばよい。

*「政治とは、税金の再配分先を決めること」だと思う。家庭の中にも、学校の中にも、民事の中にも警察のサービスがほしい。犯罪の被害者にも十分な対応をしてほしい、というのが国民の率直な願いであれば、それを聴きとどけ、税金を再分配するのが、政治の仕事だ。膨大な失業対策、雇用対策予算の何割かを警察官の増員にまわすことが大事かと思う。警察に人手も増やさずに、あれもやってほしい、これもやってほしいでは、余りにも警察が気の毒だ。

④もし、どうしても正職員が3倍に増やせないのなら、学校の先生に臨時採用の先生がおられるように、警察でも臨時採用の方を求めて、警察の人員を現在の3倍にしていきたい。

*採用試験と研修は、正規の職員と同様に行って頂きたい。この場合も年齢制限は、18歳から70歳までとして欲しい。

*現在の不況は、正職員であれ臨時採用であれ優秀な警察官を採用するのに絶好のチャンスだ。両者とも倍率20倍以上で、採用試験を行い、内容を極めた研修計画を組み厳しく実行、定期的再研修を徹底的に行えば、現在の3倍の人数で国民の信頼に応える警察のサービスが十分展開できると確信する。

⑤このようにどのような形であれ、警察の人数を現在の3倍にすることに加え、「ボランティア警察官」制度を発足することを提言する。

年1800時間労働や週休2日がかかなり普及してきたので、夜間などの空いている時間や休日を利用して「ボランティア警察官」に応じてよい正義感にあふれた人は、文字通り山ほどいると思う。

*交通費も、食費も、すべて無給、一切金銭は支払わない「本当のボランティア」警察官制度を提言したい。採用試験は、正規の職員と同様のものを課し、研修も正規の職員と同じものを夜間や土・日曜日を利用して実施。昇進試験も正規の職員と同じものを実施。勤務時間が少なく、給与等の支払が1円もないだけが、正規の職員と異なる「ボランティア警察官」制度を、提言したい。

⑥このように「警察官の数を、できれば正規の職員、予算がどうしてもつかなければ臨時採用職員という形で、現在の3倍にする」と同時に「ボランティア警察官」制度で不足分を補うことを考えて、はじめて十代の犯罪をどうするかが考えられるというのが私の意見だ。

*新聞の役割は、社会の問題点をすどく指摘することである、と思う。私は、経営者なので、マスコミの指摘した問題点をどう具体的に解決するかをたえず考えてしまう。「問題の発見」→「原因の推定」→「対策立案」→「実行」→「修正」→「問題の発見」という考え方をたえず私はするので、警察を考える際に以上のような結論となる。

⑦十代の犯罪を考える場合に、自動車の暴走行為は決して見逃してはならない。暴走行為それ自体も明確な犯罪行為だが、麻薬、覚醒剤、恐喝、暴行など様々な犯罪行為が、暴走行為の背後にひそんでいる。

法務省は省をあげて、どのようにしたら暴走行為を取り締まれるか調査研究して頂きたい。各地の検察庁と県警本部は十分協力して、各県における暴走行為の実態を把握した上で、どのようにしたら暴走行為を取り締まることができるか、調査研究をして頂きたい。その結果、もし、国の法令の不備が原因で暴走行為が取り締まれないのであれば、国会に法令の制定をお願いして頂きたい。もし、県や市町村の条例等の不備で暴走行為を取り締まることができないのであれば、県や市町村に条例等の制定をお願いして頂きたい。

国会議員や、県知事、市町村長、県議会議員、市町村議会議員の皆様は、法務省、検察庁、警察から、暴走行為の実態を聴取すると同時に、暴走行為の現場を何回も視察した上で、法令の不備を補うための「立法」作業を積極的に行って頂きたい。「暴走行為のない県」「暴走行為のない市町村」は県民生活、市民生活の質を大幅に向上させると同時に、県や市町村のイメージを大幅に向上させる。暴走行為に加わっている十代の少年少女が更に重い犯罪者になることや、麻薬

や覚醒剤の薬剤で身体や精神をボロボロにすることを抑制することもできる。

*家庭では、犯罪行為である暴走行為を行う子どもには、自動車を買わせたり、使用させることが一切ないように、保護者としての社会への義務を果たして頂きたい。暴走行為を一度でも行った形跡がある場合には、たとえ購入したばかりの自動車であろうと、子どもの将来のため、又社会に二度と迷惑をかけないため、即刻自動車を処分することが保護者の最低限の義務である。自動車修理工場では、いくら売上のためとはいえ、暴走行為を行うための改造を請け負わないことを企業の社会貢献活動の一つとお考え頂きたい。暴走行為の際に着用する制服のような衣服を販売する店の経営者は、販売を自制すること。犯罪行為である暴走行為に使用する自動車を買わせる保護者、暴走行為用に自動車を改造する自動車整備工場、暴走を促すようなコスチュームを販売する店は、直接ではないが、犯罪行為である暴走行為に間接的に加担しているからだ。

3. おわりに

①孔子を中心とする言語録である「論語」のほぼ最後のところに「教えずして殺す、これを虐(ぎやく)と謂(い)う」とある。その意味は「教えもしないでいて殺すのを、虐(むご)いと言う」つまり「道徳教育もせずにして、罪を犯したからと死刑にすること」は虐(むご)いことだ、と言うことだ。

*以上、岩波文庫「論語」金谷沢訳注 400 ページ(2000年4月5日発行)より引用。

②子どもにきらわれ、親子関係が悪くなることを恐れ「何をするのも自由だ」と、常軌を逸した行動を黙認すると、どんどんエスカレートし、犯罪行為まで我が子が犯すようになる。「今の子どもは仕様がな」と学校で先生が子どもに厳しい態度をとらないと、教え子を犯罪者にまでしてしまう。

③子どもは、放っておいて大人になることはない。家庭では保護者が、学校では先生が、社会では企業や非営利組織や地域の人々が「18歳になるまで、子どもをキチンと育てる」と意識し行動してはじめて立派な市民が育つ。

④私は、成人の定義を20歳以上から18歳以上に引き下げるべきと考える。何故、成人が20歳以上になっているか、よく理由が判らないが、現代の少年・少女はどう見ても18歳以上は成人に見える。社会生活も成人と同様に行っているし、それを社会も許容している。

成人を18歳以上とし、選挙権は18歳以上になったら与えるべきである。親権の行使も18歳未満とすべきだと思う。

⑤現代社会の中で警察はどのような役割を果たすべきか、具体的な守備範囲を地方自治体でも何年かかけ真剣に議論し、一定の結論を出すべきかと思う。そして、もし、私の主張するように警察の業務が増えて余程の事件しか処理することが物理的に不可能であれば、担い手を大幅に増やす方策を立案し、実施すべきと思う。

以上
6月12日記